

東北地域における省エネ・電化・非化石転換支援

令和7年度

目次

1. 省エネ支援策の全体像	2
2. 省エネ補助金における導入事例	3
3. 「伴走支援（電力見える化）」に係る実施イメージ	4
4. データ計測・導入支援に係る支援制度	5
5. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業	6
6. 主な補助金（環境省）	7
7. 主な補助金（青森県）	10
8. 主な補助金（岩手県）	11
9. 主な補助金（宮城県）	12
10. 主な補助金（秋田県）	15
11. 主な補助金（福島県）	17
12. 融資制度（日本政策金融公庫）	19
13. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	22

1. 省エネ支援策の全体像（令和7年度事業）

【省エネ診断】

費用：設備規模・エネルギー使用量に応じて変動
設備単体：5千～1万円程度、工場全体：1万～3万円程度



【提案内容(運用改善)】コストを掛けない省エネで約51万円の削減

提案事項	削減効果	備考
コンプレッサー吐出圧力の調整	約14(万円/年)	0.7MPa→0.65MPa
コンプレッサー吸い込み温度の低減	約17(万円/年)	
コンプレッサーの排熱利用	約20(万円/年)	夏は屋外へ排熱し、冬場は暖房に利用

【ご相談先はこちら】

- ・省エネお助け隊/ <https://shoeneshindan.jp/>
- ・(一財)省エネセンター東北支部(省エネ最適化診断)
TEL: 022-221-1751 / URL: <https://www.shindan-net.jp/>

【省エネ補助金（+伴走支援）】

(Ⅰ) 工場・事業場型 <small>※旧A B類型</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>工場・事業所全体で大幅な省エネを図る</u>取り組みに対して補助 ・ 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 ・ 補助上限額：15億円 等 <p>※Ⅲ型の指定設備を複数選んで、Ⅰ型で申請が可能。</p>
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器</u>への更新を補助 ・ 補助率：1/2 ・ 補助上限額：3億円 等
(Ⅲ) 設備単位型 <small>※旧C類型</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>リストから選択する機器</u>への更新を補助 ・ 補助率：1/3 ・ 補助上限額：1億円 等
(Ⅳ) EMS型	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>EMSの導入を補助</u> ・ 補助率：1/2（中小）1/3（大） ・ 補助上限額：1億円

11,000～22,000円程度
(支援内容に応じて設定)

- ✓ 設備更新計画の作成
- ✓ 電力見える化（細かな測定）
- ✓ 補助金等の申請サポート

2. 省エネ補助金における導入事例（食品・飼料製造業）

令和4年度補正事業

惣菜・加工食品製造業・九州

・未利用熱を回収して湯沸かしすることでボイラーの稼働を減らすと共に、長年使用したA重油ボイラーをLPGボイラーに更新することで省エネに繋がった。

・補助対象：3,234万円 / 補助金 1,078万円



産業用ヒートポンプ



高性能ボイラ

省エネ効果

エネルギー使用量

297.3(kl/年)

省エネルギー量	補助対象設備の省エネルギー率
85.3 (kl/年)	28.6 %
削減コスト	CO ₂ 削減効果
1,560(万円/年)	328(t-CO ₂ /年)

※ 削減コストは、A重油利用額：1L当たり98円、電気利用額：1kWh当たり20円、LPG利用額：1kg当たり170円を乗じた値

https://sii.or.jp/file/cutback_example/334_nipponham-souzai.pdf

令和4年度事業

飼料製造業・東北

・2021年に省エネ最適化診断を受診。
・かねてから検討していた高性能ボイラへ設備更新を行い、燃料転換による省エネを実現。

・補助対象：3,174万円 / 補助金 1,200万円

<省エネ提案例>

- ✓ 蒸気配管・バルブの保温
- ✓ 人感センサによる照明の自動点滅
- ✓ 蛍光灯から一体型LED灯への更新
- ✓ 高効率モータへの更新
- ✓ **燃料転換、高効率ボイラへの更新**

など

実績で、
72.0 (kl/年)
の削減

実施

高性能ボイラ

省エネ効果

エネルギー使用量

848.4(kl/年)

省エネルギー量	補助対象設備の省エネルギー率
72.0 (kl/年)	8.4 %
削減コスト	CO ₂ 削減効果
286(万円/年)	830(t-CO ₂ /年)

https://sii.or.jp/file/cutback_example/151_grass.pdf

3. 「伴走支援（電力見える化）」に係る実施イメージ

- 常設ではなく一時的な設置として、安価で通常の作業時に措置可能な、事業者にとって作業的・費用的に負担の少ない手法で計測する。
- 機器・装置単位で1分値以下による消費電力を見える化。
- **機器・装置を止めずに、作業を続けながら**、計測装置を施工・設置し、出力インターフェースも措置した。

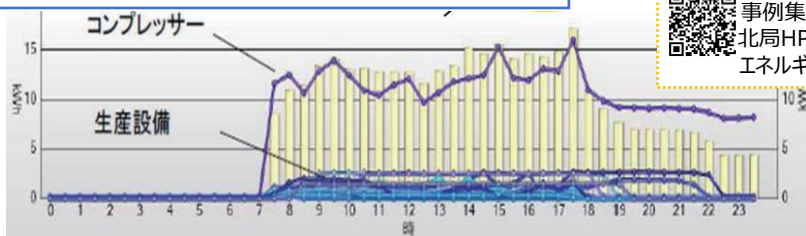
伴走支援（省エネお助け隊）での実施例

（例として宮城県省エネお助け隊）

- C Tロガー（クランプ式）内にデータを蓄積し測定。
- 電力計測の際には、機器を止める必要がないため、夜間・休日に出勤することなく、通常通りの作業で、測定可能。
- 分電盤内にある配線コードをクランプして測定。
（右図）
- 計測日数は1週間～2週間程度



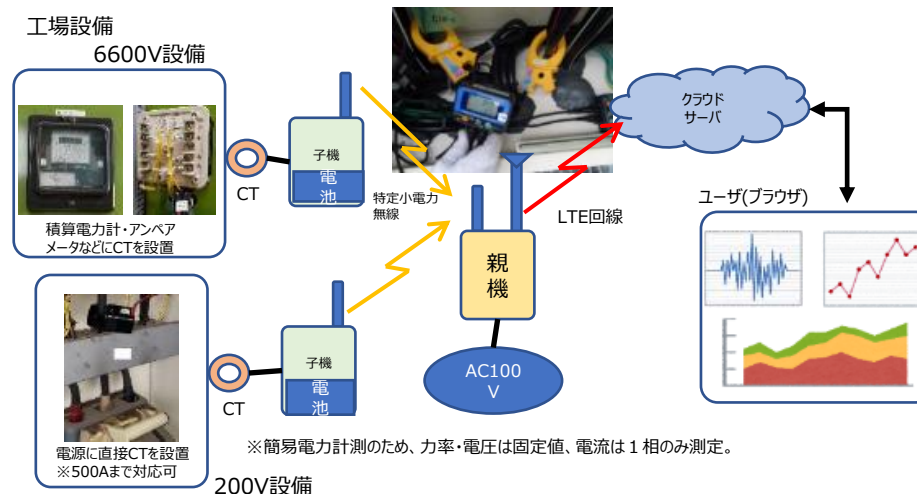
- 測定例（各設備の電力量の把握が可能）



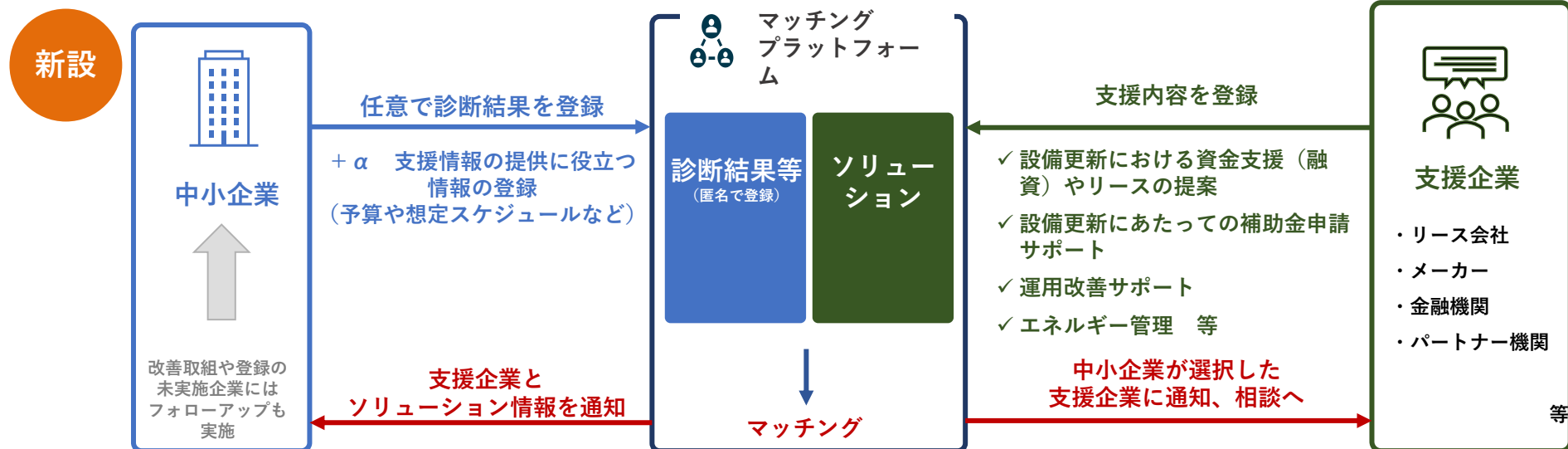
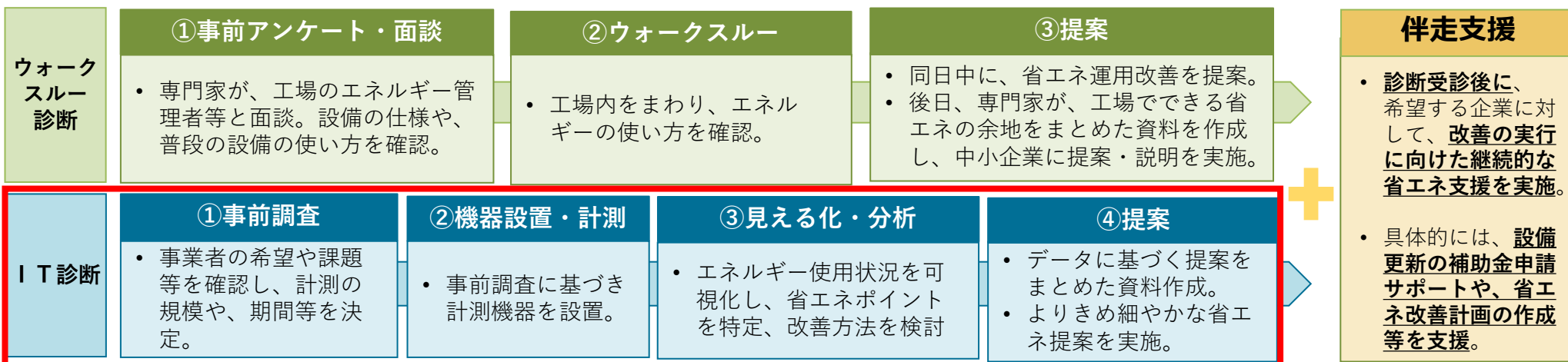
（参考）「電力見える化」事業（自社で実施する場合など）

- 簡易な計測を行うために使用した機器及び同種の機器の価格帯は以下のとおり。
 - ✓ 親機：5～10万円
 - ✓ 子機：2～5万円(CT含む)
 - ✓ 親機1台あたり子機10～30台程度増設可能

最小10万円程度から計測可能！



4. データ計測・導入支援に係る支援制度（令和7年度補正事業）



5. 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業（令和7年度補正事業）

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、**GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。**

<p>（Ⅰ） 工場・ 事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 補助上限額：15億円 等 <p>※サプライチェーン連携枠を創設</p>	<p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用 </p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>（Ⅱ） 電化・ 脱炭素 燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 補助率：1/2 等 補助上限額：3億円 等 <p>※水素対応設備への改造等を補助対象に追加</p>	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p>（Ⅲ） 設備 単位型</p>	<ul style="list-style-type: none"> リストから選択する機器への更新を補助 補助率：1/3 等 補助上限額：1億円 等 <p>※トップ性能枠では、新設も対象に追加（GXⅢ類型創設）</p>	<p>【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 </p>
<p>（Ⅳ） EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入を補助 補助率：1/2（中小）1/3（大） 補助上限額：1億円 	<p>【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 </p>

6. 主な補助金（環境省①）

名称	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 ④再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業「設備等導入事業 C」
対象者	本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者（民間企業等）
対象事業	<p>本補助事業を行う施設は、新設、既設のどちらでも可（ただし、評価方法は異なる。既設の場合は実績値に対する CO2 削減効果、新設の場合は想定条件に対する CO2 削減効果により評価を行う）。</p> <p>※本補助事業において「工場廃熱等利用」とは、工場や事業所等から排出され、効果的に利用されていない廃熱を回収して活用することにより地域の脱炭素化を推進するものをいう。ただし、設備更新については、既存設備を上回る廃熱利用が見込まれる場合に限る。</p> <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場廃熱等利用設備にあつては、ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク、その他の熱利用設備のうち事業所全体で2種類以上の設備を導入するものであること（発電設備は、単体の導入も可）。 CO2 削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間の CO2 削減量で除した値）が基準（CO2削減コスト：136千円/t-CO2）を下回るものであること。
補助対象設備	<p>ア. ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク及びその他の熱利用設備並びにそれに付随する設備</p> <p>※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外</p> <p>イ. 廃熱利用発電設備及びそれに付随する設備</p> <p>※ 発電設備の電力を利用するための受変電設備は補助対象</p>
対象経費	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費
補助率	2分の1以内（上限額：1億円）
URL	https://www.eta.or.jp/offering/2025/netsu/index.php

6. 主な補助金（環境省②）

名称	民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業								
対象者	本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者（民間企業等）								
対象事業	<p>(1) 地域における脱炭素化先行モデルを創出するための計画策定を行う事業（以下「計画策定事業」という） (2) 地域における脱炭素化先行モデルを創出するための設備等導入を行う事業（以下「設備等導入事業」という）</p> <p><要件（一部抜粋）> ① 熱分野モデル ア熱利用設備等の導入により CO2 削減率が下表のすべての要件を満たすものであること。</p> <table border="1" data-bbox="673 654 1682 845"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設全体の電力由来 CO2以外のCO2 排出の削減率</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>施設全体の CO2 削減率</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>施設全体の CO2 削減量に占める熱利用設備等による CO2 削減率</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ再生可能エネルギー熱利用設備の導入を必須とすること。</p>	区分	要件	施設全体の電力由来 CO2以外のCO2 排出の削減率	90%以上	施設全体の CO2 削減率	50%以上	施設全体の CO2 削減量に占める熱利用設備等による CO2 削減率	50%以上
区分	要件								
施設全体の電力由来 CO2以外のCO2 排出の削減率	90%以上								
施設全体の CO2 削減率	50%以上								
施設全体の CO2 削減量に占める熱利用設備等による CO2 削減率	50%以上								
補助対象設備	【工場廃熱等利用設備】 エ 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等 オ 廃熱利用発電設備等								
対象経費	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費								
補助率	<p>(1) 計画策定事業 補助率 4分の3以内（上限は、1,000万円） (2) 設備等導入事業 ① 熱分野モデル 補助率 3分の2以内（上限は、各年度3億円） ② 熱融通モデル 補助率 3分の2以内（上限は、各年度1億円）</p> <p><補助事業期間> (1) 計画策定事業 単年度（原則として、本計画策定後3年以内に設備導入を完了すること） (2) 設備等導入事業 3か年以内（①熱分野モデル、②熱融通モデルとも）</p>								
URL	https://www.eta.or.jp/offering/2025/decarbon/index.php#tab02								

6. 主な補助金（環境省③）

名称	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）の 省CO2型システムへの改修支援事業
対象者	本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者（民間企業等）
対象事業	<p>一定水準以上のCO2排出量（工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上）を削減する、既存の設備機器やシステムの改修</p> <p>1. システムの改修</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの改修とは、当該システムの既存の構成機器の機能やエネルギー供給の全部又は一部を、異種の機器やエネルギーに置き換えたシステムとするものです。 システムの改修においても、同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新であり、機能が置き換えられた既存設備は撤去又は稼動不能とすることが必要です。ただし、システム改修において機能や能力の大体が一部に留まる等、既存設備を撤去・廃止することが不合理と認められる場合には、既存設備機器の継続使用を認めます。 <p>注）システムとは、特定の機能を達成するためのエネルギーや情報や設備機器が繋がったものを意味します。</p> <p>2. 設備機器の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器の導入とは、同種の機能と同程度以下の能力（出力）を有する機器への更新です。 更新対象となる既存機器は、撤去又は稼動不能状態とすることが必要です。 一部の機器において、単純な高効率化改修は補助対象外となります。
補助対象設備	<p>(1) エネルギー使用設備機器</p> <p>(2) 燃料・エネルギー供給設備機器</p> <p>(3) 受変電設備</p> <p>(4) 照明設備</p>
対象経費	<p>① 本工事費（材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費）</p> <p>② 付帯工事費</p> <p>③ 機械器具費</p> <p>④ 測量及試験費</p> <p>⑤ 設備費</p>
補助率	3分の1以内（上限額：1億円（CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減する場合は5億円））
URL	https://shift.env.go.jp/budget/2025

7. 主な補助金（青森県）

名称	令和7年度青森県脱炭素化・カーボンニュートラル関連設備導入支援事業費補助金
対象者	青森県内に本社又は事業所を有している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者（会社および個人事業主）
対象事業	<p>デジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備を導入する取組であって、次の全ての要件を満たす事業とします。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県が実施する「中小企業等グリーントランスフォーメーション推進事業」においてGX推進アドバイザーが行うGX経営戦略の策定支援、省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業等のいずれかを受けて実施する取組であること ②事業所等の付加価値額※の向上に資する取組であること ③事業所等の炭素生産性（エネルギー起源二酸化炭素排出量当たりの付加価値額）の向上に資する取組であること ④事業の成果を県内中小企業者に波及させるために事業成果の公表に同意すること <p>※付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合算したものをいう</p>
補助対象設備	デジタル技術を活用した生産工程等の脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備
対象経費	<p>機械装置・システム構築費、専門家経費</p> <p>※太陽光パネル・蓄電池の購入に係る経費は対象外となります。</p>
補助率	2分の1以内（上限額：500万円）
URL	https://www.aia-aomori.or.jp/2870.html

8. 主な補助金（岩手県）

名称	事業者向け省エネルギー対策推進事業
対象者	<p>県内に拠点を有する中小事業者等（次の1または2のいずれか）</p> <p>中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者） 年間のエネルギー使用量が、原油換算値で1,500kl未満の未満の工場または事業所等の所有者若しくは管理者中小企業者以外（医療法人、社会福祉法人、大企業など）であっても、（2）に該当すれば対象になります。</p> <p><補足> 個人事業主も1又は2に該当すれば補助対象者になります。 他の要件は以下の5点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー診断又は二酸化炭素（以下、「CO2」という）排出量の算定を実施していること。 ・ 今後も継続的な事業活動を行うものであること。 ・ 対象設備に関して、国が交付する他の補助金を受けていないこと。 ・ 県税を滞納していないこと。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないことに同意する者。 ・ 「いわて脱炭素化経営企業等認定（いわて地球環境にやさしい事業所）」の区分（9ページ参照）により補助金の交付を受けた補助事業者にあつては、補助金交付（完了報告）請求時以降、補助を受けた設備が法定耐用年数を経過するまでの間、「いわて脱炭素化経営企業等認定（いわて地球環境にやさしい事業所）」の認定を受けていることに同意する者。
対象事業	既存の設備を高効率な空調機器、照明機器、給湯機器及び高機能な換気設備へ更新する事業
補助対象設備	<p>高効率空調機器・・・従来の機器に対して30%以上省CO2効果が得られるもの</p> <p>高機能換気設備・・・全熱交換機であること他</p> <p>高効率照明機器・・・調光制御機能を有するLEDまたは再エネ一体型屋外照明</p> <p>高効率給湯機器・・・従来の機器に対して30%以上省CO2効果が得られるもの</p>
対象経費	<p>機械装置・システム構築費、専門家経費</p> <p>※太陽光パネル・蓄電池の購入に係る経費は対象外となります。</p>
補助率	2分の1以内（上限額：50万円（いわて脱炭素化経営企業等認定ありの場合80万円））
URL	https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyous/gx/ontai/1067114.html

9. 主な補助金（宮城県①）

名称	令和7年度宮城県ものづくり中小企業 省エネルギー設備投資促進支援事業費補助金
対象者	<p>以下(1)、(2)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者</p> <p>ア 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者</p> <p>イ 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第405号）に規定する「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」に係る事業者を除く。）</p> <p>ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者</p> <p>(ア) 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者等</p> <p>(イ) 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者等</p> <p>(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者等</p> <p>(2) 宮城県内におけるものづくり産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認める者</p>
対象事業	補助対象設備を更新し、省エネルギー化を図る事業
補助対象設備	<p>高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具、工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン等</p> <p>※ただし、過去に国及び県等から補助金を受けて整備し、処分制限期間を超えていない設備の更新は、対象となりません。</p>
対象経費	<p>設計費 : 事業に直接必要な機械装置等の設計費</p> <p>設備費 : 事業に直接必要な機械装置等の購入等に要する経費</p> <p>設置費 : 事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去、配管・配電等の工事に要する経費</p> <p>その他経費 : 事業に直接必要なその他の経費</p>
補助率	2分の1以内（上限額：2,000万円 下限額：200万円）
URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/r7monozukuri-shouenesetsubi.html

9. 主な補助金（宮城県②）

名称	宮城県食品製造業省エネ機器等導入促進支援事業費補助金（省エネルギー設備投資促進支援事業）
対象者	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者 日本標準産業分類（令和5年7月27日付け総務省告示第256号）に規定する食料品製造業（水産食料品製造業を除く）及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く）を主たる事業として営む者で、宮城県内に製造施設を有する者 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者 <ul style="list-style-type: none"> 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者及び小規模企業者 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者及び小規模企業者 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者及び小規模企業者
対象事業	補助対象設備を更新し、省エネルギー化を図る事業
補助対象設備	<p>高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、制御機能付きLED照明器具等</p> <p>※「新規導入」や「故障等で稼働していない既存設備の更新」は対象外</p>
対象経費	<p>設計費：事業に直接必要な機械装置等の設計費</p> <p>設備費：事業に直接必要な機械装置等の購入等に要する経費</p> <p>設置費：事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去、配管・配電等の工事に要する経費</p> <p>その他経費：事業に直接必要なその他の経費</p>
補助率	2分の1以内（上限額：2,000万円 下限額：200万円）
URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/syoenehozyo.html

9. 主な補助金（宮城県③）

名称	水産業省エネ機器等導入促進支援事業
対象者	<p>県内に生産施設を有する中小水産加工業者等※1及び魚市場卸売業者等※2並びに水産業協同組合等※3</p> <p>※1「中小水産加工業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」又は「製氷業（ただし、主に水産業に製氷等を供給する事業者に限る）」並びに「冷蔵倉庫業（ただし、主に水産物及び水産加工品を保管する事業者に限る）」に属する事業者とします。</p> <p>※2「魚市場卸売業者等」とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場及び第13条第1項の認定を受けた地方卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者又はそれらを主たる構成員とする団体並びに卸売市場法第2条第5項に定める水産物を取り扱う仲卸業者とします。</p> <p>※3「水産業協同組合等」とは、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に定められている漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定められている事業協同組合（ただし、水産業の振興を主たる目的とするものに限る）とします。</p>
対象事業	補助対象設備を更新し、省エネルギー化を図る事業
補助対象設備	高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、変圧器、冷凍冷蔵設備、制御機能付きLED照明器具等の既存設備の更新
対象経費	<p>設計費 : 事業に直接必要な機械装置等の設計費</p> <p>設備費 : 事業に直接必要な機械装置等の購入等に要する経費</p> <p>設置費 : 事業に直接必要な機械装置等の据え付け、既存設備の撤去、配管・配電等の工事に要する経費</p> <p>その他経費 : 事業に直接必要なその他の経費</p>
補助率	2分の1以内（上限額：2,000万円 下限額：200万円）
URL	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/20240415.html

10. 主な補助金（秋田県①）

名称	令和7年度ものづくり革新総合支援事業（省エネ生産設備更新型）
対象者	電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている中小企業者（製造業）
対象事業	省エネルギー化が目的：原則として更新が対象となります 省力化が目的：更新に加えて新增設も支援対象となります
補助対象設備	省エネルギー化：工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、ダイカストマシン、産業用モータ、デマンドコントローラー、コンプレッサー、生産現場のLED照明、生産現場の空調設備、キュービクル など 省力化：「省エネルギー投資促進支援事業」（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備に準ずる
対象経費	生産工程の省エネルギー化又は省力化に資する生産設備等の購入費、工事費（撤去費、処分費を含む）
補助率	3分の2以内（上限額：1,000万円 下限額：200万円）
URL	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/74198 ※リンクは令和8年度事業のものとなっております。

1 1. 主な補助金（福島県①）

名称	令和7年度事業者向け省エネ設備更新事業補助金
対象者	次の(1)～(3)に全て該当すること (1) 県内の事業者のうち、省エネ設備の更新を行う建物又は設備を所有（賃借している建物を含む）している者 (2) 県が実施する省エネに関する事業において、事例発表等に協力する者 (3) 福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加する者
対象事業	現在使用している設備と比較してエネルギー消費量の減少が一定程度見込まれる設備更新
補助対象設備	令和7年度は高効率照明（LED等）への設備更新のみが対象となります。
対象経費	(1) 省エネ設備の更新を行うために必要な消耗品、備品の購入費 (2) 省エネ設備の更新を行うために必要な工事請負費 (3) 省エネ設備の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用 (4) 省エネ設備の更新を行うために知事が必要と認める経費
補助率	2分の1以内（上限 80万円）
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/r7-shouene.html

1 1. 主な補助金（福島県②）

名称	令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業補助金
対象者	中小企業等（県内に高効率設備の導入等を行う建物及び設備を所有している事業者）
対象事業	支援機関の支援のもと、専門家による省エネ診断等により温室効果ガス排出量を自ら把握するとともに、その削減計画に基づき高効率設備の導入を行う事業
補助対象設備	<p>高効率空調機器：従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。</p> <p>高機能換気設備：平時に活用するものであり、次の1～3の要件を全て満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全熱交換器（JIS B 8628に規定されるもの）であること。 2. 必要換気量（1人当たり毎時30m³以上※）を確保すること。 3. 熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること。 <p>※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（令和2年3月30日厚生労働省）を確認すること。</p> <p>高効率照明機器：調光制御機能※を有するLEDに限る。※調光制御機能とは、以下のいずれかの機能を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ・ 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ・ 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） <p>高効率給湯機器：従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの。</p> <p>コージェネレーションシステム：都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p>
対象経費	工事費、設備費、業務費、事務費
補助率	2分の1以内（上限 1,000万円）
URL	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/kigyodatsutanso-r7hojokin.html

1 2. 融資制度（日本政策金融公庫①）

名称	環境・エネルギー対策資金（国民生活事業〈GX関連〉）
対象者	小規模事業者/個人事業主の方（国民生活事業） 温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の1または2のいずれかの要件を満たす方 1. GXにかかる取組みを開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあつては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を目途に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる取組みを図る方 2. 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組みを図る方
資金の用途	GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。）
融資限度額	7,200万円
返済期間	設備資金：20年以内〈うち据置期間2年以内〉 運転資金：10年以内〈うち据置期間2年以内〉
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

1 2. 融資制度（日本政策金融公庫②）

名称	環境・エネルギー対策資金（中小企業事業〈GX関連〉）
対象者	中小企業の方 温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方
資金の用途	グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および長期運転資金 ※長期運転資金には、温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金、人材確保に必要な資金を含みます。
融資限度額	直接貸付：7億2,000万円 代理貸付：1億2,000万円
返済期間	設備資金：20年以内〈うち据置期間2年以内〉 運転資金：10年以内〈うち据置期間2年以内〉
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

1 2. 融資制度（日本政策金融公庫③）

名称	環境・エネルギー対策資金（中小企業事業〈省エネ設備関連〉）
対象者	中小企業の方 法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備
資金の用途	省エネルギーに資することが見込まれる設備を取得（更新・増強を含む。）するために必要な設備資金
融資限度額	直接貸付：7億2,000万円 代理貸付：1億2,000万円
利率	基準利率－0.65% ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。
返済期間	20年以内〈うち据置期間2年以内〉
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

1 3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（経産省）

- 2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。
- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく**生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備**の導入に対して、**最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却の措置（注1）**する。

注1）措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額又は所得税額の20%まで。

制度概要

【適用期限：2026年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定をに受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

税額控除率については、企業区分及び認定された計画全体の炭素生産性の向上率によって異なります。

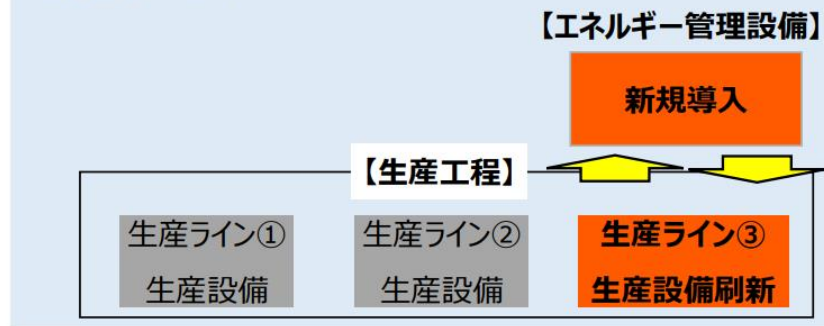
企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 (注2)	17%	税額控除14% 又は 特別償却50%
	10%	税額控除10% 又は 特別償却50%
中小企業者等以外 の事業者	20%	税額控除10% 又は 特別償却50%
	15%	税額控除5% 又は 特別償却50%

注2）中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます。詳細はp.6参照。

※これまでのCN投資促進税制で措置されていた大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備（「需要開拓商品生産設備」）に係る税制措置は2024年度から廃止となりました。

出典：経済産業省「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）の申請方法・審査のポイント」

<計画イメージ>



End of document
